

構造改革特別区域計画

構造改革特別区域計画

1. 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

三重県多気郡明和町

2. 構造改革特別区域の名称

明和町幼保一体的運営特区

3. 構造改革特別区域の範囲

多気郡明和町の全域

4. 構造改革特別区域の特性

明和町の位置は、三重県のほぼ中央部にある伊勢平野の南部に位置し、東は伊勢市、西は松阪市、南は小俣町・玉城町・多気町に接し、北は伊勢湾に面しています。地形は平地が多く、大堀川・笹笛川・菟川の3つの川が伊勢湾へと流れ込み、良質な米の生産地となっています。交通面は、まちの中央部を近畿日本鉄道が横切り、明星・斎宮の駅は通勤・通学などに利用されています。また、国道23号と県道伊勢小俣松阪線（旧参宮街道）、県道鳥羽松阪線（旧国道23号）がほぼ東西に走り、これらは南北に走る主要な町道と共に、交通ネットワークを形成しています。

また、接近する伊勢市・松阪市のベッドタウン的な要素があるため、人口は増加傾向にあり、平成15年10月末現在では人口23,098人です。平成6年（4月1日）から平成15年（4月1日現在）までには954人増加しているなど微増傾向にあります。しかし、人口の増加について年齢を3区分で見た場合、年少人口（0～15歳）、生産年齢人口（16歳～64歳）は減少し、高齢者人口（65歳以上）は増加し、町全体的には少子高齢化傾向にあります。出生数（下記の図 1 出生数推移ご参照）を見ますと、就学前（5歳児）の幼児は、平成2年度268人であったが平成14年度にあつては212人となっています。

明和町の住宅の形態を見てみると、旧町村の農業・漁業を中心にした従来の住宅がある一方、高度経済成長時代に県道鳥羽・松阪線（旧国道23号）沿いに宅地開発が急速に進み、昭和40年～昭和55年をピークに金剛団地・明和団地、また、昭和60年代前半にかけては、光が丘団地・斎宮苑や近鉄明星駅北に明宝団地・ガーデンタウンなどが造成されました。その後は小規模的な宅地開発が進んでいる状況です。同時に、定住圏構想の基に工業団地の造成を行い中小企業の誘致も進めてきました。かかる状況下で町の人口は増加しました。それにともない小中学校の施設の増設や幼稚園・保育所の新設や増設を行ってきました。しかし、最近は少子化も伴い、当時つく

られた幼稚園の園児数は現在、各園とも定員割れの傾向にあります。一方、男女共同参画社会の時代に伴い、共働きなどの家庭が増加するなど保育所入所希望者が増加傾向にあります。そのことは、幼稚園と保育所の入園・入所児数に不均衡をもたらし、運営上支障をきたしています。当町には幼稚園 5 園・保育所 3 所がありますが、保育所への入所希望が多く、幼稚園への入園希望は減少しています。工業団地や平成 13 年末にはス・パー大型店が誘致され働く場が提供されたこともあり、幼児教育だけでなく、預かり保育（幼稚園での延長保育）を望む家庭が増えています。そのため、柔軟な対応で幼稚園や保育所において、バランスのとれた幼児数の確保や、保育に欠ける家庭や幼稚園児をもつ家庭以外の幼児の子育て支援など、町民のニーズにあった子育て支援策を積極的に進めていかなければなりません。

図 - 出生数推移（各年 4 月 1 日現在出生数）

| 年度 | 人数 | 年度 | 人数 | 年度 | 人数 |
|---------|-----|-----|-----|------|-----|
| 昭和 60 年 | 268 | 3 年 | 205 | 9 年 | 237 |
| 61 年 | 264 | 4 年 | 237 | 10 年 | 212 |
| 62 年 | 264 | 5 年 | 222 | 11 年 | 233 |
| 63 年 | 265 | 6 年 | 216 | 12 年 | 223 |
| 平成元年 | 240 | 7 年 | 221 | 13 年 | 195 |
| 2 年 | 227 | 8 年 | 243 | 14 年 | 219 |

5. 構造改革特別区域計画の意義

町内小学校区 6 地区（大淀・上御糸・下御糸・斎宮・明星・修正）には 5 幼稚園と 3 保育所を設置しています。その内 5 地区では幼稚園を各一つずつ設置しており、1 地区（大淀地区）にあっては地元の要望により従来から幼稚園でなく、なりひら保育所（昭和 50 年 4 月 1 日認可）を設置しています。その後、保育所入所希望者が多くなったため、町全体の乳幼児を対象に校区の枠を越えて、南部にみどり保育所（昭和 47 年 4 月 1 日認可・平成 3 年 4 月 1 日移転新築）、中央部にささふえ保育所（昭和 56 年 4 月 1 日認可）を設置しております。現在の幼稚園、保育所の幼児数の状況は、全体的に幼稚園児数が減少しており、保育所児が増加傾向にあります。幼稚園、保育所を地域的にみますと、ささふえ保育所への入所児（4 歳・5 歳）、みどり保育所の入所児（3 歳～5 歳）は多く、みどり保育所にあっては仮設増設をしている状況にあります。しかし、その地区にある大規模的な斎宮幼稚園（昭和 55 年 3 月設立）や隣接する暁幼稚園（昭和 48 年 3 月設立）では園児数が定員割れとなっています。

このような状況にある中、保育所が設置されていない地区においては、幼稚園で長時間保育等ができるような幼稚園運営を求める声が多く、合同保育の要望もでてきました。特に、男女共同参画社会の時代、共働き家庭の増加等によりその傾向に拍車をかけています。

また、幼稚園は5学区に、保育所は3箇所ということから、幼・保の選択上、遠い施設に通わねばならないことや、やむなく希望と異なる施設に入る等の課題を残しております。更に、交通上の安全性の面や利用者の利便性の面からも町民のニーズに対応していく必要性に迫られております。

これらのことから、構造改革教育特区の認可を受け、既存幼稚園施設における保育所児等の合同教育・保育を実施することにより、町民の利便性に配慮し効率的に住民のニーズに応えると共に、少子化による地域や家庭の教育力の低下を防ぐこととなります。また、幼児の社会性を涵養することが困難となっている地域や家庭にあっては、定員割れの幼稚園において、幼稚園の空き教室に保育所の分室を設置し（資料1 - 4イメージ図 参照）合同教育・保育の活動を実施することにより、幼児の社会性が涵養されるなど、少子化対策を含む均一なサービスができる幼稚園、保育所運営を推進することに意義があります。

6. 構造改革特別区域計画の目標

町立幼稚園 5 施設の内、定員割れして空き教室のある幼稚園において、空き教室を保育所の分室として位置付け（資料1 - 4イメージ図 参照）幼稚園に設置することにより、過密な保育所児を持つ保育所や預かり保育希望する保護者を対象に保育入所児（4歳～5歳児）を募集し、保育所の分室（幼稚園の空き教室）で一定の時間保育活動すると共に、幼稚園児と幼保合同活動事業を進め、続いて校区で保育所だけの区域にあっては、幼稚園の要望が強くなれば保育所においても合同活動を進める。そして、幼稚園・保育所のサービスを町内各地区において均一に提供できるようにしたい。そのことによって、各地域において子どもの異年齢間での遊びや交流活動の機会の増加を図ることにより、少子化で失われつつある同年代や兄弟姉妹の集団的機能学習や体験的学習等を行い、幼児の社会性を涵養します。また、子育てに「ゆとり」を持たせ、地域や家庭の教育力の向上を図ると共に、社会参加や地域の活性化を進めます。

7. 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

幼稚園施設の空き教室を保育所の分室として設置（資料1 - 4のイメージ図）4歳児から5歳までの幼児30人（1教室当たり）までを収容人数とし、空き教室のある3園を計画することによって、平成17年度予想では約90人の合同活動が見込まれます。続いて、空き教室のない幼稚園にあっても保育所児の要望が強まれば施設整備を行い、また、保育所のみで幼稚園の要望が強くなれば、保育所における保育所児及び幼稚園児等の合同活動事業を追加で特区認定申請を検討して行き、施設整備も検討する予定。そして、就学前の幼児（4歳児・5歳児）が同一校区内で一貫して通園・通学できるように行うことによって、地域に根ざした教育と地域意識の浸透を図り、地域の教育力の向上を目指します。また、子育て支援の有効策として保護者

からの信頼を得ると同時に、幼保の均一なサービスが提供できます。このことにより、育児にかかる様々な負担が軽減されることにより、保護者が社会活動や高齢者介護などの家族サービスや勤労に専念できること。更に、住民の社会参画及び経済活動が促進されます。この結果、町内各地区が社会的・経済的に活性化し、経済産業情勢の回復・成長並びに少子化抑制につながります。また、当町においては町村合併の動きもあり町村合併の枠組みが決定しだい、特区計画について必要な調整を行い計画を推進していきます。

8. 特定事業の名称

幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

9. 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業、その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

施設整備事業

特定事業を進めるにあたって、暁幼稚園、斎宮幼稚園、旭ヶ丘幼稚園の空き教室の目的外使用に関する申請、及び、保育所の分室の許可に関する申請を行うと共に、保育所分室としての施設整備を行う。また、幼稚園の要望が強くなれば、なりひら保育所の目的外使用申請や特区認定申請を追加で行うと共に、保育所の施設整備を行う予定。また、町民のニーズに応じては、段階的にその他の2つの幼稚園でも合同活動できるよう施設整備を進める予定。

幼稚園・保育所人事配置整備事業

幼稚園教諭と保育士の併用資格者（現在、56人中52人）の人事配置整備を行い、新規採用においては併用資格者を条件付ける。

また、幼稚園・保育所職員等の勤務時間や勤務体制等の見直し及び幼稚園施設における保育所分室の幼保事務業務を明確にする。

保育所と幼稚園の各職員の人事交流研修及び保護者を含む交流事業

幼児のひとり一人の個に応じたきめ細かな指導を行うために、幼保の職員が合同研修を行い、幼児のひとり一人の発達段階や幼児の取り巻く環境を的確に把握する。また保護者と交流を深め、幼児期における家庭教育の大切さなど学習を展開し、子育て支援や相談活動を図る。

年間行事及び合同活動カリキュラム作成と異年齢交流研究事業

日本や地域の伝統行事を取り入れた年間行事や園児の生活発表会・自然体験や運動会・遊戯などを合同活動のカリキュラムに取り入れ、また、異年齢交流活動における幼児の社会性の涵養を図る有効な活動・事業について多角的に研究を行う。

実施要綱・募集要項等作成事業

幼稚園施設の一部保育所分室について町条例・規則等を見直し、実施要綱や募集要項を作成する。

保育所における保育所児及び幼稚園児等の合同活動事業

幼稚園のない大淀校区のなりひら保育所において幼稚園の要望が強くなれば、同保育所内に幼稚園の分室を整備し、保育所における保育所児及び幼稚園児等の合同活動事業（ 9 1 4 ）の特区認定申請の追加を検討すると共に、施設整備を予定。そして、町内全小学校の同一校区内で一貫した保育や教育を目指す予定。

また、幼稚園と保育所の保育室の共用化の特例（第3次提案番号823）についても追って申請を予定。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1. 特定事業の名称

番号 807

名称 幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の幼稚園

3. 当該規制の特例措置適用の開始の日

平成17年4月1日予定

4. 特定事業の内容

主体 多気郡明和町

区域 明和町全域

実施期間 平成17年4月1日から

合同活動事業施設 暁幼稚園、斎宮幼稚園、旭ヶ丘幼稚園

5. 当該規制の特例措置の内容

別紙 資料1 明和町構造改革特別区域計画イメージ図 参照

別紙 資料2 幼児振り分け予想資料 参照

特例措置の必要性

明和町は、地理的に6校区（大淀、上御糸、下御糸、斎宮、明星、修正）に大別され、各校区に幼稚園が1施設（1校区は保育所）全域を対象に保育所が2施設設置されています。各校区別につくられた幼稚園（3歳児・4歳児・5歳児）は、各園とも3歳・4歳・5歳児の入園希望者が平成16年度は定員割れを生じています。しかし、全域を対象としてつくられた保育所においては定員数をオーバーしていません。特に、みどり保育所にあっては、新設することが財政的に困難な為、プレハブ

ハウス（リース）の仮設増設により適切でない環境で保育を行っている状況です。

このように保育所に集中する傾向になっている背景には、町全体の保育所児を対象とした保育施設が2施設（大淀地区の保育所除く）と少ないことに起因しますが、少子化傾向と共に、地域の幼児数のバランスが崩れ幼稚園児と保育所児の定員数に対して欠員の差が生じていること（参考資料4 - 3参照）また、核家族化や男女共同参画社会の時代であることなどにより、共稼ぎ世帯の増加に伴う0歳児～2歳児保育所児が増えていることも大きな要因です。3歳児～5歳児の幼児教育を望む幼稚園希望者もいますが、現実において保護者は幼稚園における保育時間が短いことや長期休業があるため、保護者の勤労の状況等から幼稚園を敬遠する傾向にあります。

このことから、隣接する地域の保育所児と幼稚園児を調整し、住民のニーズに対応した幼稚園における幼稚園児及び保育所児等の合同活動事業を図り、また、各地域における異年齢間の遊びや集団的な機能活動や交流活動を行うことによって、幼児の社会性の涵養を図り、更に育児にかかる負担を軽減されることにより、保護者は安心して勤労に専念でき、また、社会活動や高齢者介護等の家族間での生活の充実が図られます。自由時間の確保により住民の社会参画や経済活動への一層の活躍が期待でき、この結果、町の産業など社会的・経済的に活性化と経済産業の回復並びに少子化の抑制につながります。